

# 広島西飛行場跡地の活用に係る跡地利用提案募集

## 【募集要項】

平成27年12月

広島県・広島市

— 目 次 —

I	跡地利用提案募集の趣旨	1
II	募集の基本事項	
1	目的	1
2	名称, 主催者及び事務局	1
3	提案対象地の概要	2
4	今後のスケジュール	4
5	提案募集の内容	4
6	提案者の参加資格	6
7	提案上の留意点	6
8	対話の方法	7
9	提案内容の取扱	7
III	募集の方法等	
1	スケジュール	8
2	募集要項の配布	8
3	参加資格の確認	8
4	現地見学	10
5	質問事項の受付及び回答	10
6	事業者グループで提案する場合の構成員の変更	10
7	提案書の提出	10
8	提案の辞退	13
9	提案の無効	13
IV	提案の審査	
1	選定委員会	13
2	評価の視点	13
3	評価基準等	13
4	対話事業者の選定	14
5	審査結果の通知	14
V	その他留意事項	14
	別紙	15

## I 跡地利用提案募集の趣旨

広島西飛行場跡地（以下、「跡地」という。）はデルタ市街地の臨海部に位置する広大な土地であり、広島市のまちづくりだけでなく、県内さらには、中四国地方全域の発展にまで影響を与えるほどの高いポテンシャルを有しています。

このため、広島県と広島市は、その有効活用に向けて、広島西飛行場跡地活用検討会を設けて議論を行い、県民・市民の意見を踏まえ、平成25年5月に跡地活用についての基本的な考え方や主たる導入機能等を盛り込んだ「広島西飛行場跡地活用ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定しました。

これまでの間、ビジョンの実現に向けて、民間事業者の方々へヒアリングを行ってきたところですが、ビジョンの実現を図り、跡地周辺のまちの活性化に寄与する跡地活用を推進していくために、民間事業者の方のアイデアやノウハウを活用させていただき、ビジョンをより具体化した広島西飛行場跡地利用計画（仮称）（以下、「跡地利用計画」という。）を策定することとしました。

この度の「跡地利用提案募集」は、この跡地利用計画策定の参考とするため、具体的な跡地の利用を提案していただき、優秀な提案を行った民間事業者を対話事業者として選定し、跡地利用計画策定までの間、対話を実施するものです。

## II 募集の基本事項

### 1 目的

「跡地利用提案募集」は、跡地利用計画の参考とするため、民間事業者から、ビジョンに基づく実現可能で具体的な提案を行っていただき、優秀な提案を行った民間事業者を対話事業者として選定するものです。

- 今回の跡地利用提案募集により選定された優秀な提案を行った民間事業者（以下「対話事業者」という。）との対話における意見は、今後策定する跡地利用計画や事業予定者募集の募集要項の参考とします。
- なお、対話事業者は、平成28年度以降に実施する事業予定者の募集を実施する際に優先されません。
- また、今回の跡地利用提案募集への応募の有無にかかわらず、事業予定者の募集に参加することは可能です。

### 2 名称、主催者及び事務局

- (1) 名 称 広島西飛行場跡地の活用に係る跡地利用提案募集
- (2) 主催者 広島県（以下「県」という。）及び広島市（以下「市」という。）
- (3) 事務局 広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課都市機能調整担当  
（広島県庁南館庁舎2階）  
所在地 〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
電 話 (082) 513-2566（ダイヤルイン）  
メールアドレス chitoshiken@pref.hiroshima.lg.jp  
ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/231/>

### 3 提案対象地の概要

#### (1) 提案対象地の範囲



凡例  提案対象地

#### (2) 所在地・面積

町・字名	地番	地目	登記簿地籍 (㎡) ※	所有者
広島市西区観音新町四丁目	2874 番 1	雑種地	135,065	広島県
広島市西区観音新町四丁目	2874 番 46	雑種地	3,190	広島県
広島市西区観音新町四丁目	2874 番 115	雑種地	1,189	広島県
広島市西区観音新町四丁目	2874 番 119	雑種地	259	広島県
広島市西区観音新町四丁目	2874 番 149	雑種地	4,214	広島県
広島市西区観音新町四丁目	2874 番 153	雑種地	14,899	広島県
広島市西区観音新町四丁目	2874 番 154	雑種地	123	広島県
広島市西区観音新町四丁目	2874 番 157	雑種地	6,516	広島県
広島市西区観音新町四丁目	2874 番 69	雑種地	118,015	広島県 (持分 1/2) 広島市 (持分 1/2)
合 計			<u>283,470</u>	( <u>28.3ha</u> )

※実測に基づき登記を行っています。

#### (3) 提案対象地の主な経緯

昭和 15 年 広島県が工業港の埋立工事に着手  
 昭和 22 年 埋立て工事竣工 (一部未完)  
 昭和 33 年 空港建設工事に着手  
 昭和 36 年 国営広島空港 (滑走路 1,200m) として供用開始  
 昭和 42 年 空港拡張工事 (護岸築造, 埋立て等) に着手  
 昭和 47 年 国営広島空港 (滑走路 1,800m) として供用開始  
 平成 5 年 県営広島西飛行場供用開始 (広島空港移転)  
 平成 24 年 県営広島ヘリポート供用開始 (広島西飛行場廃止)

#### (4) 主な法規制

都市計画法	用途地域：準工業地域（容積率 200%，建ぺい率 60%）
航空法	制限表面：ヘリポート進入表面（勾配 1/8，長さ 1,000m）
土壌汚染対策法	本件土地は，土壌汚染対策法に基づく指定区域には指定されていません。なお，土地の掘削その他の土地の形質の変更を行う場合，その面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上になりますと，土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく土地の形質変更に係る届出が必要となります。

※ 都市計画法及び航空法の制限は，ビジョンを参照してください。

#### ◆ 広島西飛行場跡地活用ビジョン

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1368515541230/index.html>

#### 【参考】

##### 主な上位計画

##### ◆ ひろしま未来チャレンジビジョン

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/challenge/miraichallengevision-kaitei.html>

##### ◆ 第 5 次広島市基本計画

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/1201163357982/index.html>

##### ◆ 広島市実施計画（世界に誇れる「まち」の実現に向けた取組状況）

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1443668170978/index.html>

##### ◆ 広島市の都市計画に関する基本的な方針（広島市都市計画マスタープラン）

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/1116286518744/index.html>

##### ◆ 広島市景観計画

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/1424773639612/index.html>

##### 主な関連計画

##### ◆ 水の都ひろしま構想

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1123555316257/index.html>

##### ◆ 瀬戸内 海の道構想

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/234/1306742356416.html>

##### ◆ ひろしま産業新成長ビジョン ～イノベーション立県を実現します～

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/67/sangyouhinseityouvision.html>

##### ◆ 広島港色彩計画

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kouwan/measure-c16.html>

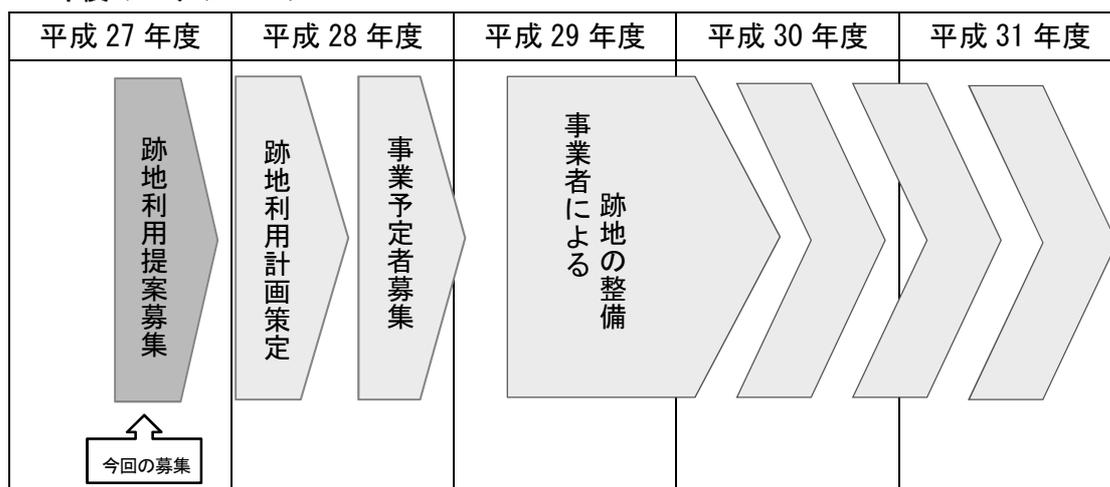
#### (5) 提案対象地の敷地条件等

交通アクセス	広島南道路まで約 1.6km 山陽自動車道広島東 I.C まで約 21.7 km（広島高速道路経由） 山陽自動車道五日市 I.C まで約 10.7 km（草津沼田道路経由）	
前面道路	県道南観音観音線：幅員約 10～15m の 2 車線道路（南側行き止まり）	
下水道	雨水	前面道路に公共下水道は整備されていますが，提案対象地は排水区域としていません。
	汚水	前面道路に公共下水道が整備されています。
上水道	前面道路に上水道が整備されています。	
電力・ガス	前面道路等に電力柱，ガス管が整備されています。	
堤防・護岸	太田川放水路及び広島港に面した堤防・護岸については，公共が管理しています。	

#### (6) 地盤

広島空港施設台帳（ボーリング位置図）：事務局で閲覧及び貸出ができます。

#### 4 今後のスケジュール



※ 今後のスケジュールは現時点のものであり、変わる場合があります。

#### 5 提案募集の内容

ビジョンに示している跡地活用のための基本的な考え方、主たる導入機能及び跡地活用イメージに沿った有効で実現可能なものとなるよう、以下の事項に沿って提案してください。

##### (1) 事業手法

提案者は、提案対象地を自ら取得し、又は、提案する区域の一部若しくは全部について有償で借受けて、施設を整備・運営（テナント等に貸付ける場合も可）することを前提として提案してください。

##### (2) 提案面積及びエリア

ビジョンで示した3つの導入機能のうち、広域防災ゾーンを除いたスポーツ・レクリエーション機能及び新たな産業（雇用・にぎわい）機能の範囲を提案対象地（約28.3ha）としています。提案はこの対象地全体とすることを基本としますが、これが困難な場合は、導入機能単位で提案してください。

なお、ビジョンに示されたゾーニングを基本としますが、より優れた跡地活用となる場合はゾーンの位置を変更する提案も可とします。

(参考：ビジョンから抜粋)

## 広島西飛行場跡地活用に示す跡地活用のための基本的な考え方と主たる導入機能

### (1) 跡地活用において活かすべき特性

跡地は次のような地区特性を備えています。土地利用の提案に当たっては、次の特性を生かした提案を行ってください。

#### ① 面積が広大で土地利用の自由度が高い

広島ヘリポート等を除く一体的に利用が可能な土地は、広島市内デルタ上では最大の公有未利用地であり、活用自由度が高い。

#### ② 海と川に面したウォーターフロント

南側は広島湾、西側は太田川放水路に面したウォーターフロントであり、特に南側は瀬戸内海を望む美しい景観を有する。

#### ③ 広域的な交通アクセス性の高さ

広島駅や市中心部とは路線バスが多頻度で運行され、さらに広島南道路により広域的なアクセス性が確保されているなど、交通アクセスに優れている。

#### ④ スポーツ・レジャー施設の集積

跡地周辺には広島県総合グランドをはじめとしたスポーツ施設や、マリーナホップ・観音マリーナなどのレジャー施設が集積している。

#### ⑤ 広島ヘリポートの有する防災拠点性

跡地の北側には防災拠点となる広島ヘリポートが配置されている。

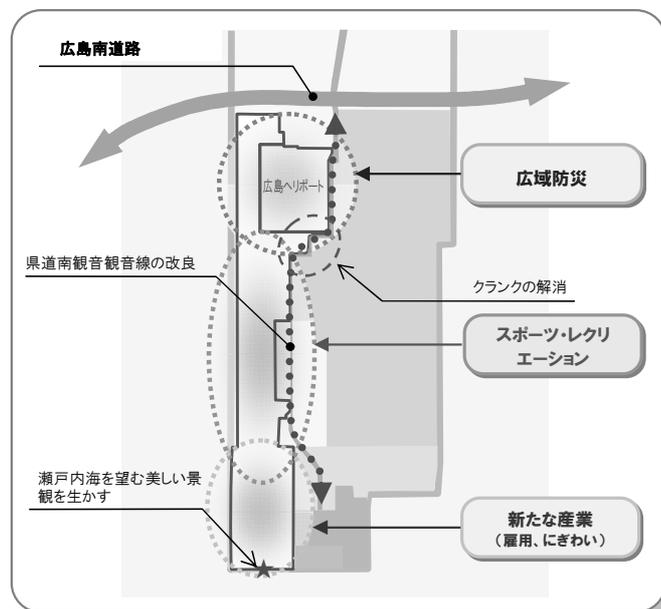
### (2) 主たる導入機能

跡地の活用に当たっては、上位計画での位置付け等から期待される役割、跡地の持つ優れた地区特性等を踏まえて、「新たな産業（雇用、にぎわい）」、「スポーツ・レクリエーション」及び「広域防災」の3つを主たる導入機能とし、相互の連携を図るものとします。

### (3) 跡地活用のゾーニングの考え方とイメージ

跡地活用のゾーニングについては、南北に長い跡地の特徴を踏まえ、位置が固定されていた「ヘリポート側」、瀬戸内海を望む景観を有する「南側」、その「中間」の大きく3つに分けることとし、主たる導入機能は次のように配置することがふさわしいと考えています。

【イメージ図】



## 6 提案者の参加資格

### (1) 基本的要件

- ① 跡地活用に関心があり、自らが実施することを前提とした実現性のある事業を提案できるものであること。
- ② 本要項及び日本国の各種法令等を遵守するものであること。

### (2) 提案者の構成

- ① 提案者の構成は、単一の法人、もしくは複数の法人で構成される事業者グループとし、事業者グループの場合は事業者グループの代表法人を定めること。
- ② 一つの事業者グループで代表法人もしくは構成員となった法人は、他の事業者グループに参加できません。
- ③ 1提案者につき提案は1つとし、1つの提案のなかで複数の提出をすることはできません。

### (3) 参加の資格の制限

次の①から④までに掲げる者は、本募集に参加できません。また、参加者は、次の①から④までに掲げる者から、協力、助言、援助を受けることもできません。

- ① 広島県税、広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税について滞納している者
- ② 参加資格確認申請日において、法令に基づく営業停止処分を受けている期間中の者
- ③ 参加資格確認申請日において、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続又は再生手続の開始の申立てがなされている者（競争入札参加資格の再認定又は再生計画の認定決定を受けた者を除く。）
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある者

## 7 提案上の留意点

### (1) 基幹道路の整備

ビジョンに示す跡地活用を円滑に進めていくために、県と市の負担による基幹道路の整備を検討しています。

基幹道路の整備については、県道南観音観音線の拡幅整備とクランクの解消を行うことを想定しています。なお、跡地活用に合わせて基幹道路の提案も可能です。

また、対象エリア内における利便性を向上するための区画道路を提案することも可能です。

基幹道路の整備方針は、今後策定する跡地利用計画の中で位置づけます。

※ 現時点で想定している基幹道路の整備（案）は別紙のとおりです。

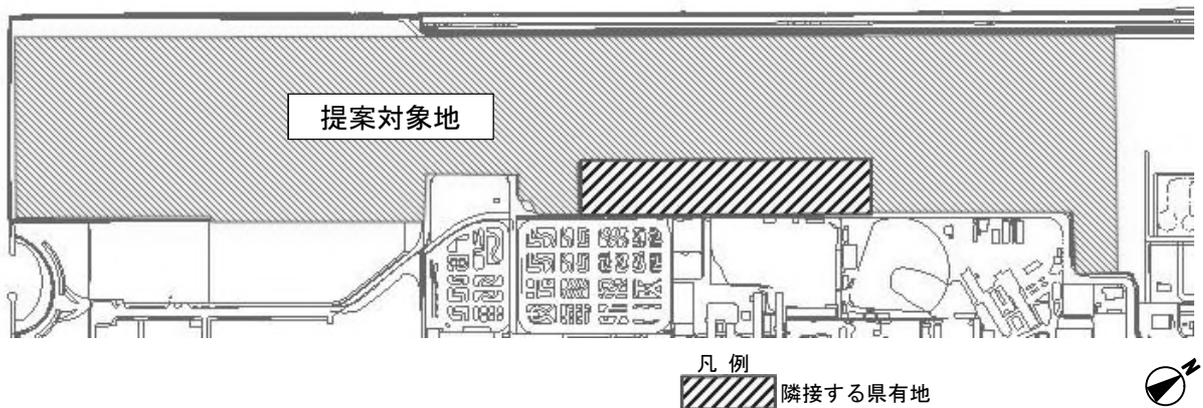
## (2) 雨水排水対策

跡地の区域の雨水は自然流下区域（排除先；広島湾）であることから、ポンプ排水区に位置付けられた既存の公共下水道へは接続できません。このため、事業者負担により雨水排水設備を整備する必要があります。

なお、跡地を開発する事業者は、広島ヘリポートの敷地等から排出される雨水についても、排水できる能力を有する排水設備を跡地内に整備して頂く必要があるため、工事の際は、県の関係部署と協議を行ってください。

## (3) 提案対象地に隣接する県有地の扱い

提案対象地の東に隣接する土地は、行政財産及び普通財産として県が管理しています。当該土地は、現在、使用している施設等があるため本募集の対象地にはしていませんが、提案内容を踏まえた上で、事業予定者募集の際には対象地に加えることについて県が検討を行う予定です。



## 8 対話の方法

対話は、対話事業者に提案内容について説明して頂いた上で行います。また、対話事業者ごとに個別に行うものとし、提案の内容に応じて論点を設定した上で3～4回程度行うことを予定しています。なお、対話の時期については、対話事業者との協議の上、決定するものとし、対話に係る費用については対話事業者の負担とします。

## 9 提案内容の取扱

### (1) 著作権

提案者が提出した提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属します。ただし、跡地活用に係る検討や資料作成等において、県及び市が無償で使用できることとさせていただきます。また、県及び市が無償で跡地利用計画に反映できることとさせていただきます。

### (2) 審査結果の公表

対話事業者として選定した提案者について、法人名（事業者グループの場合は、代表法人名）、提案に対する評点、事業のコンセプト及び導入機能等を、県及び市のホームページ等で公表します。なお、具体的な跡地利用提案等その他の内容については、できる限り対話事業者のノウハウや内部管理情報を公表しないことを基本とし、対話事業者と別途協議させていただきます。

### Ⅲ 募集の方法等

#### 1 スケジュール

内 容	日 程
募集要項の公表・配布	平成 27 年 12 月 21 日（月）～平成 28 年 1 月 29 日（金）
質問事項の受付	平成 27 年 12 月 21 日（月）～平成 28 年 1 月 15 日（金）
参加資格確認申請書受付	平成 27 年 12 月 21 日（月）～平成 28 年 1 月 29 日（金）
質問事項への回答	平成 28 年 2 月上旬（予定）
提案書受付	平成 28 年 3 月 14 日（月）～平成 28 年 3 月 18 日（金）
選定委員会の開催	平成 28 年 3 月下旬（予定）
対話事業者への通知	平成 28 年 3 月下旬（予定）
対話の実施	平成 28 年 4 月～6 月（予定）

#### 2 募集要項の配布

##### (1) 配布場所

募集要項は、以下により配布します。

また、県及び市のホームページからも入手できます。

- ① 広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課都市機能調整担当（広島県庁南館庁舎 2 階）  
ホームページ（都市圏魅力づくり推進課）  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/231/>
- ② 広島市都市整備局都市機能調整部都市機能調整担当（広島市役所 12 階）  
ホームページ（都市整備局：広島西飛行場跡地の活用）  
<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/1366598163863/index.html>

##### (2) 配布期間

平成 27 年 12 月 21 日（月）から平成 28 年 1 月 29 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和 23 年法律第 178 号]に規定する休日及び年末年始を除く。）の 8 時 30 分から 17 時までの間、随時配布します。

#### 3 参加資格の確認

本募集への参加を希望する者は、本募集要項様式集に明記されている「跡地利用提案募集参加資格確認申請書」（様式集様式 3）及び必要な添付書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出し、跡地利用提案募集参加資格の確認を受けてください。

参加資格確認の結果、適合するとされた事業者が、本募集に参加することができます。

(1) 提出先

Ⅱ 2(3)の事務局

(2) 提出期限

平成 28 年 1 月 29 日 (金) まで 17 時必着

(3) 提出書類 (提出部数 正本 1 部, 副本(コピーで可) 1 部)

	図書名	説明	備考
1	跡地利用提案募集参加資格確認申請書		様式集 様式 3
2	構成員調書	・複数の事業者によって構成される事業者グループによる応募の場合、提出してください。	様式集 様式 4
3	法人登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	・参加資格確認申請書等の提出期限を基準日とし、3 箇月以内に発行されたものを添付してください。 ・事業者グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。	原本
4	法人概要書	・様式は自由です。法人概要・事業実績等が分かるものを提出してください。(パンフレット等でも可) ・事業者グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。	
5	納税証明書	・応募申込書受付締切日を基準日とし、3 箇月以内に発行された以下の滞納がないことの証明書を提出して下さい。 ・事業者グループによる応募の場合は、全構成員について提出してください。 (1)広島県税 (2)広島市税 (3)法人税, 消費税及び地方消費税 ※ ただし、納付すべき税がない場合は、申立書 (様式集様式 5) を提出してください。	原本
6	誓約書	・暴力団等に該当しない旨の誓約書	様式集 様式 6

(4) 提出方法

持参又は郵送としてください。ただし、郵送の場合は、上記(2)の期限までに必着することとしてください。

(5) 提案募集参加資格の確認結果の通知

参加資格が確認でき次第、参加資格確認結果を通知する書面 (様式集様式 7) を郵送にて発送します。

#### 4 現地見学

現地見学を希望される場合は、その旨を「現地見学参加申込書」（様式集様式1）に必要な事項を記載の上、平成27年12月25日（金）までに、電子メール（ファイル添付）にて事務局に申し出てください。なお、参加は1提案者（1事業者グループ）5名以内とさせていただきます。

##### 現地見学会開催日

「現地見学参加申込書」が提出された場合は、別途、申し出者（事業者グループの場合は代表法人）へ電子メールにより会場等の案内を送付します。

#### 5 質問事項の受付及び回答

本募集要項に関する質問を次により、受け付けます。

##### (1) 受付期間

平成27年12月21日（月）から平成28年1月15日（金）まで 17時必着

##### (2) 提出方法

募集要項に関する「跡地利用提案募集要項等に関する質問書」（様式集様式2）を県又は市のホームページよりダウンロードし、必要な事項を記載の上、電子メール（ファイル添付）にて事務局に提出してください。

提出の確認ができた事業者については、事務局より、後日受信確認メールを送付します。

##### (3) 質問事項への回答

質問に対する回答は、平成28年2月上旬（予定）に、参加資格を確認した提案者（事業者グループの場合は代表法人）全員に対し、電子メールにて送付します。

#### 6 事業者グループで提案する場合の構成員の変更

事業者グループで提案する場合、対話が終了するまでの期間、対話の実施に支障がないと事務局が判断した場合、構成員の変更を認めます。その場合には、事務局は必要に応じて事業者に書類の再提出等を求めることがあります。

#### 7 提案書の提出

##### (1) 提出先

II 2 (3) の事務局

##### (2) 提出期限

平成28年3月18日（金） 17時必着

##### (3) 提出方法

持参又は郵送としてください。ただし、郵送による場合は、上記(2)の期限までに必着することとしてください。

#### (4) 提案書類の様式等

「広島西飛行場跡地に係る跡地利用提案書」(様式集様式8) 2部に、次の提出書類を20部揃えて提出してください。また、これらの提案図書は返却しません。

##### ① 提案書類の構成

提案書類は下表に示す構成としてください。番号及び項目は、次のとおりとします。

番号	項目
①	提案概要書
②	施設計画書
③	事業計画書
④	概算事業費等調書
⑤	施設管理運営計画書
⑥	事業スケジュール
⑦	類似事業実績

##### ② 提案書類の内容等

###### ア 提案概要書 (A3版・3枚以内)

「提案概要書の様式」(様式集様式9)に従い、A3版・3枚以内にまとめてください。

###### イ 施設計画書 (A3版・必要枚数)

施設計画については、「施設概要書の参考様式」(様式集様式10)を基本に記載してください。また、図面については、次表に示す各図面を、提案者で必要な枚数を設定し作成してください。

図面の種類	説明(縮尺は任意)
配置計画図	II 3(1)に示す提案対象地を記載した上で、提案地を明示し記載してください。借受けを希望する部分があるときは、取得との区分を明示してください。跡地利用に合わせた基幹道路及び区画道路を提案されるときは、これを明示してください。
主要階平面図	主要な建物のみ棟別に作成してください。
動線計画図	歩行者、自転車、自動車等について、対象地内の動線と周辺道路から対象地への動線を記載してください。
外観パース等	提案概要書に記載したもの以外で、アピールしたいものを記載してください。(ラフなイメージ図でも構いません。)

###### ウ 事業計画書 (A3版・2枚以内)

事業手法及び実施体制について、分かりやすい表現を用いて記載してください。事業手法については、跡地利用の契約形態(取得・賃貸借)と契約形態ごとに想定する法人名を記してください。実施体制については、関連事業者との協力関係や、事業者グループの場合は構成員の役割分担など、事業実施に当たっての組織体制について記載してください。

###### エ 概算事業費等調書 (A3版・1枚)

「概算事業費等調査の参考様式」(様式集様式11)を基本に、記載してください。また、事業費等の金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めてください。

**オ 施設管理運営計画書**（A3版・1枚）

完成後の施設の運営方針，運営組織の形態など，施設の運営・管理に関する考え方を施設別に記載してください。

**カ 事業スケジュール**（A3版・1枚）

事業着手を1年次目として事業の完了までのスケジュールを作成してください。

**キ 類似事業実績**（A3版・1枚）

提案する事業計画案と手法，規模，施設構成などが類似する事業実績について，その事業概要と当該事業における提案者のかかわり等を記載してください。

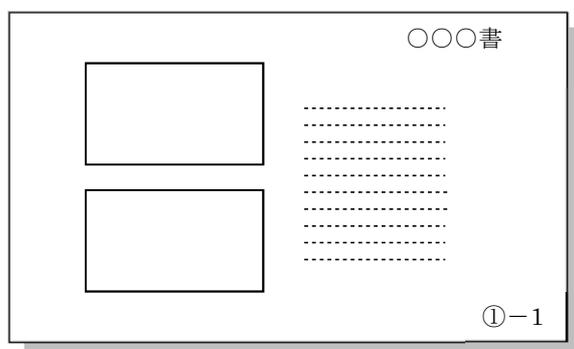
**③ 作成要領**

提案書類は，次に示す要領に従って作成してください。

なお，提出された提案書類について，事務局が特に必要として指示する場合を除き，提出後の訂正，差替え，追加等は受け付けません。

ア A3版（横）とし，綴込みしていないものを提出してください。

イ A3版（横）に適宜記載し，用紙右上に項目，右下にページ番号として項目番号を記載し，一つの項目が複数枚ある場合は枝番号を付してください。（下図参照）



ウ 提案書類の内容が満たされていれば図形，絵などを用いて自由に記載してよいものとしませんが，枚数はできるだけ少なくしてください。

エ 提案書類を PDF 形式データファイルとし書き込んだ CD-ROM または DVD-ROM を提出してください。

**④ 関係資料の閲覧及び貸与**

提案対象地の広島市平面図（1/2,500 の縮尺），公図の写し，地積測量図，全部事項証明書，広島空港施設台帳（ボーリング位置図）は，事務局において閲覧及び貸出することができます。

**(5) 提案に当たっての注意事項**

- ① 提案は1者（1事業者グループ）につき1提案とします。
- ② 本募集において使用する言語は日本語とし，通貨単位は円とします。
- ③ 提案書には目次を付け，提出してください。
- ④ 本件への応募，書類の提出等に係る一切の費用については，全て提案者の負担とします。
- ⑤ 提案者は「跡地利用提案募集参加資格確認申請書」（様式集様式3）の提出をもって，本要項に記載した内容等を承諾したものとみなします。

## 8 提案の辞退

参加資格申請書類を提出した者が辞退する場合は事務局へ「辞退届」（様式集様式 13）を提案書提出期限までに提出してください。

## 9 提案の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とします。

- (1) 提案書類に、虚偽の記載があった場合。
- (2) 提案書類に、第三者の著作権、その他の知的財産権に抵触する内容を含んでいる場合。

## IV 提案の審査

### 1 選定委員会

選定は、主催者が設置する選定委員会が行います。委員会は、県と市の職員 6 名の委員で構成し、対話事業者の選定後に委員を公表します。

### 2 評価の視点

選定にあたっては、次の視点に重点を置いて評価を行うものとし、3(1)に掲げる評価基準・配点をもって審査します。

- (1) 跡地利用計画の策定に寄与する優れたコンセプトを有しているか。
- (2) 計画内容に具体性があり、跡地全体が対象となっているなど、跡地全体の活用に貢献できるものであるか。
- (3) 計画された事業に妥当性があり、跡地活用の実現に大きな支障となる要素がないものであるか。

### 3 評価基準等

#### (1) 評価基準・評点

評価項目	評価基準	配点	
事業の コンセプト	・ ビジョンを踏まえたコンセプトが立案されているか。	10 点	25 点
	・ 地域への貢献、独創性、環境及び景観への配慮などが考慮され、跡地全体の魅力を高め、周辺地域を含めたまちづくりや広域的な波及効果が期待できるような提案がされているか。	15 点	
跡地利用 計画の内容	・ 事業のコンセプトを踏まえた提案内容であるか。	10 点	55 点
	・ 提案対象地全体を対象とするなど、跡地全体の活用を視野に入れた提案内容であるか。	15 点	
	・ 導入施設の面積などの施設計画が具体的に示された提案内容であるか。	15 点	
	・ 跡地利用に必要なインフラ整備が提案されているか。	5 点	
	・ 用地取得を基本とした提案内容であるか。	10 点	
事業の 妥当性	・ 事業の実現に向け、十分な検討がなされており、事業の問題点が解決されているか。	5 点	20 点
	・ 事業の実施体制が明確になっているか。	5 点	
	・ 事業費及び事業スケジュールが妥当か。	10 点	
合 計			100 点

## (2) 採点について

- ・ 合計 100 点を満点として採点を行います。
- ・ 得点が 60 点を越える提案を「優秀な提案」とします。
- ・ 採点は、評価項目ごとに各委員が行い、委員の平均点を採用します。
- ・ 但し、いずれかの評価項目において、著しく劣り、「不適」と判断された提案は、得点の如何にかかわらず失格とすることがあります。

## 4 対話事業者の選定

「優秀な提案」を行った提案者を対話事業者として選定します。

提案をした者が 1 者であっても、「優秀な提案」の場合は、その提案者を対話事業者とします。また、「優秀な提案」がない場合は、対話事業者の該当者なしとします。

## 5 審査結果の通知

事務局から、提案者（事業者グループの場合は代表法人）に対して、平成 28 年 3 月下旬（予定）に審査結果を通知する書面（様式集様式 12）を郵送にて送付します。

## V その他留意事項

- (1) 本募集要項に記載されていない事項は、質問への回答に基づくものとします。また、本募集を行うため必要な事項が生じた場合は、別途、選定委員会が定めます。その内容は、提案者（事業者グループの場合は代表法人）に通知します。

- (2) 問い合わせ先

【事務局】広島県地域政策局都市圏魅力づくり推進課都市機能調整担当

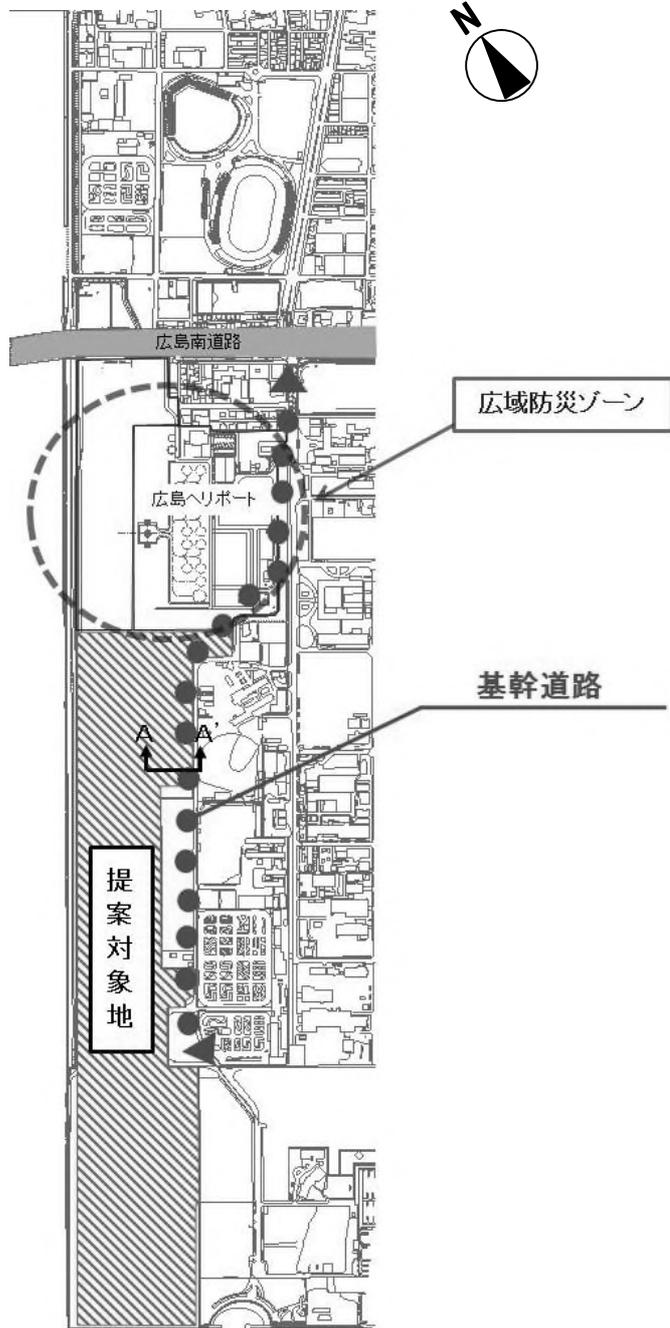
所在地 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電 話 (082) 513-2566 (ダイヤルイン)

メールアドレス chitoshiken@pref.hiroshima.lg.jp

担当者 田中

### 基幹道路の整備（案）



### 基幹道路の幅員構成（案）

A-A'

